

千代田区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

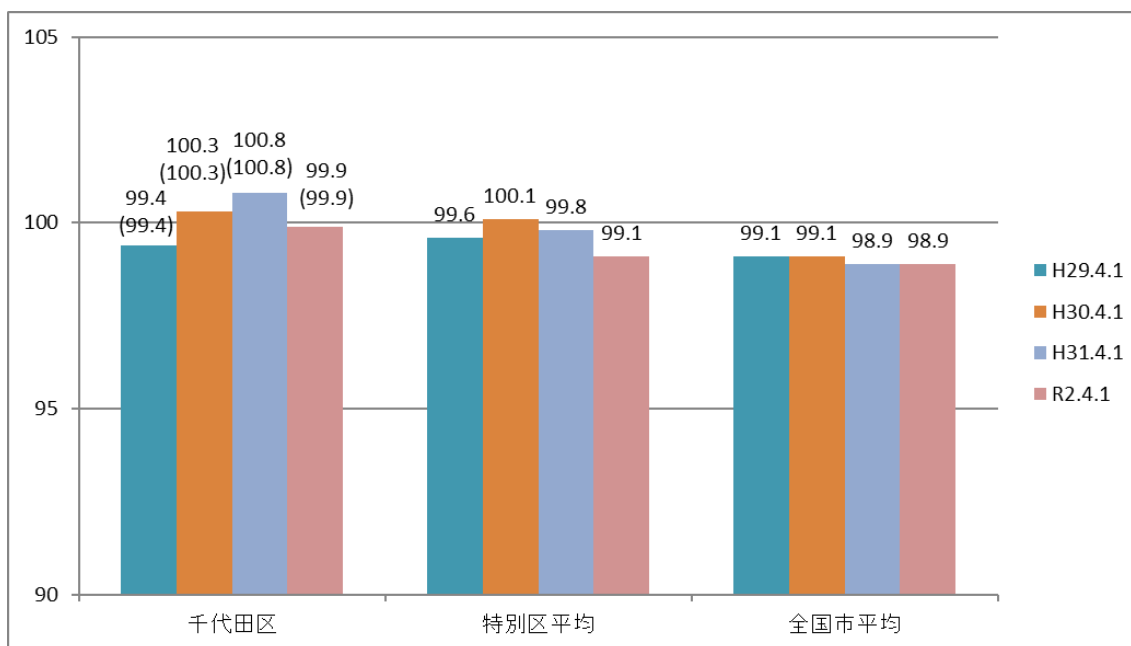
区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	65,942 人	55,961,131 千円	1,950,534 千円	10,807,624 千円	19.3 %	19.3 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)特別区 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	1,075人	3,692,747 千円	1,531,633 千円	1,787,176 千円	7,011,556 千円	6,520 千円	6,837 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数は平成31年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
2年度	380,804円	380,961円	△157円 (△0.04%)	0%	0%	0%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
2年度	4.60月	4.65月	△0.05月	△0.05月	4.60月	4.45月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)行政職給料表(一)について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準20%に対し、千代田区においても20%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26 年度の支 給割合	平成27年度の支給割合		平成28年 度の支給 割合	平成29年 度の支給 割合	平成30年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合
		4月1日 時点	遡及改定後					
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%
千代田区の 支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千代田区	40.4歳	296,890円	424,506円	376,741円
東京都	41.8歳	314,884円	457,097円	396,487円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
特別区平均	40.6歳	300,184円	423,067円	377,355円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
千代田区	49.0歳	90人	281,123円	398,544円	349,130円	—	—	—	—
うち 清掃	46.9歳	71人	278,065円	401,924円	347,669円	廃棄物処理 業従業員	46.2歳	300,100円	1.34
うち 用務	56.8歳	11人	289,736円	364,627円	350,402円	用務員	55.9歳	207,900円	1.69
東京都	50.3歳	1,341人	291,521円	397,001円	360,751円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
特別区平均	52.9歳	273人	294,967円	396,528円	363,538円	—	—	—	—

	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千代田区			
うち清掃	6,457,625円	4,166,100円	1.55
うち用務	6,006,654円	2,862,400円	2.10

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用します。（平成 29 年～31 年の 3 カ年平均）

※ 民間の用務員、廃棄物処理場従業員は、都道府県別データが公表されていないため、全国平均値を掲載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致するものではありません。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間

賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田区	36.1歳	312,960円	420,267円
東京都	40.1歳	336,864円	435,902円
特別区平均	37.0歳	318,658円	426,931円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		千代田区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	182,200円
	高校卒	147,100円	145,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	143,700円	143,000円	—
教育職	大学卒	194,800円	197,300円	—
	短大卒	177,700円	149,000円	—

※ 千代田区の技能労務職の初任給は、清掃作業の職務に従事する職員の初任給を掲載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,286円	356,800円	387,513円	412,940円
	高校卒	219,800円	303,725円	345,180円	354,471円
技能労務職	高校卒	189,680円	該当者なし	288,860円	309,117円

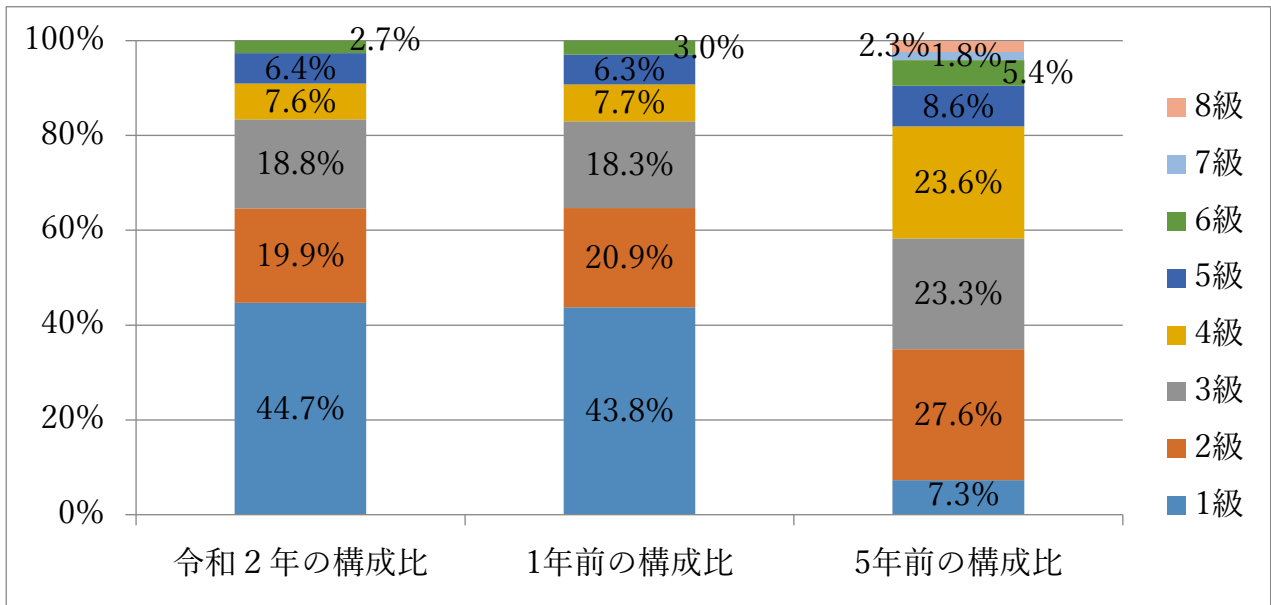
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給(初号)の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員の職務	337人	44.7%	142,500円	321,900円
2級	主任の職務	150人	19.9%	196,700円	355,500円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	142人	18.8%	226,600円	404,400円
4級	課長補佐の職務	57人	7.6%	253,100円	426,300円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	48人	6.4%	283,900円	452,100円
6級	部長、担当部長又は参事の職務	20人	2.7%	368,900円	512,600円

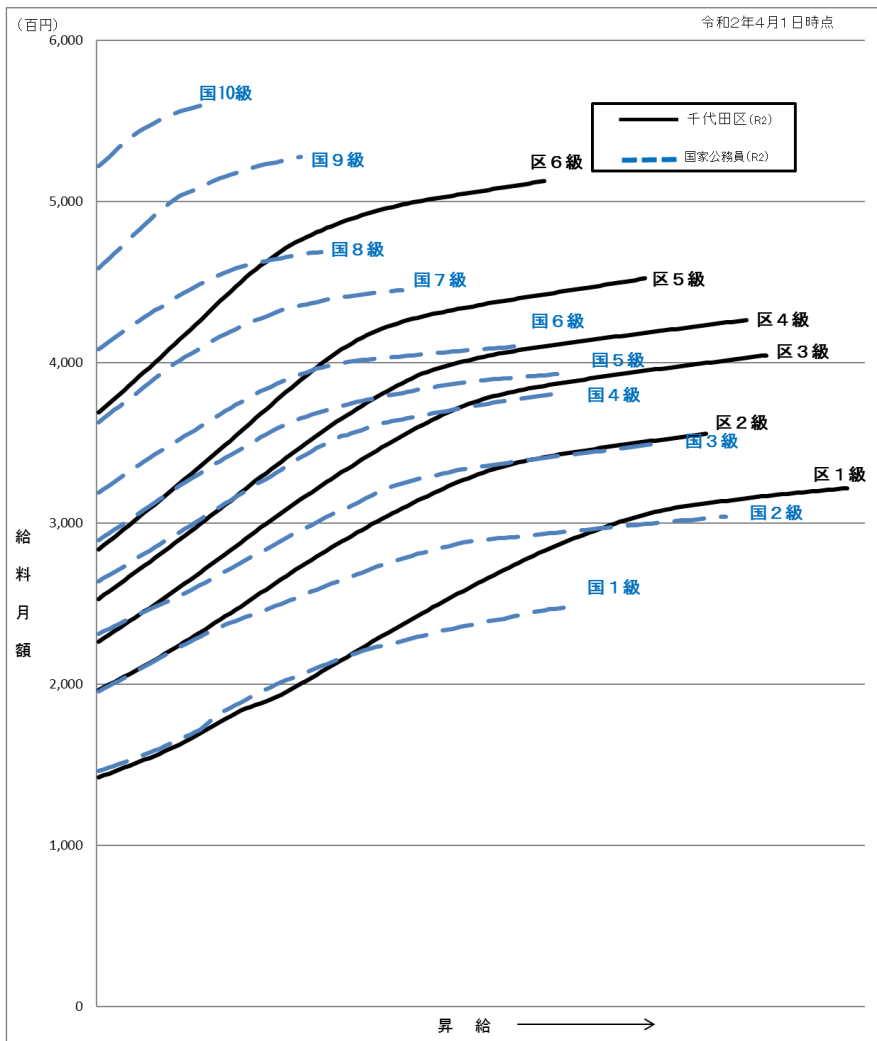
(注) 1 千代田区の「職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員(再任用短時間勤務職員を除く)数です。

2 構成比は、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。



(注) 平成30年度に8級制から6級制に変更(旧給料表の1級から3級の再編、6級及び7級の統合)しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千代田区	東京都	国
1人当たりの平均支給額（元年度） 1,648千円	1人当たりの平均支給額（元年度） 1,892千円	—
（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 2.05月分 （1.45）月分 （1.00）月分	（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 2.05月分 （1.45）月分 （1.00）月分	（元年度支給割合） 勤勉手当 2.60月分 期末手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

（注）（ ）内は、再任用職員にかかる支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				

標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

千代田区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たりの平均支給額					
	1,860千円	20,793千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		829,465千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（〇年度決算）		723,160円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
千代田区	20%	1,147人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		14,956千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		118,698円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		10.99%		
手当の種類（手当数）		6 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場業務手当	施設経営課、 建築指導課	昇降機の検査	3千円	日額 460円
		建設現場における足場の不安定な箇所での工事監督又は検査業務	1千円	地上10m以上 30m未満 日額 320円 地上30m以上 日額 440円
福祉業務手当	生活支援課、 在宅支援課	生活保護法又は老人福祉法に定める業務を行うため家庭等を訪問したとき	19千円	日額 500円
	児童相談所	児童福祉法に定める児童	0千円	日額 1,470円

		の一時保護業務		
	児童相談所	児童福祉法に定める児童相談所の業務（一時保護業務除く）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務をしたとき	0千円	日額 490円
防疫等業務手当	保健所	I類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の患者等の接触業務	0千円	日額 720円
		II類感染症又は指定感染症の患者等の接触業務	1千円	日額 320円
		結核患者の接触業務	3千円	日額 180円
有毒薬物等取扱手当	保健所	法令に定める有害薬物・毒物による試験、検査等	61千円	日額 240円
清掃業務手当	清掃事務所	廃棄物の直接処理等	10,935千円	日額 700円
教育特殊業務手当	幼稚園の教諭	非常災害時等の緊急業務	0千円	日額 3,000円 ～6,400円

（注）支給実績額（14,956千円）には、「千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の規定により、「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」の適用を受ける職員の例により支給された教員特殊業務手当の額（3,933千円）が含まれています。

- （内訳）
- ・ 修学旅行等指導業務 381千円
 - ・ 対外運動競技等 572千円
 - ・ 部活動指導 2,977千円
 - ・ 非常災害時等の緊急業務 3千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	311,543千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	349千円
支給実績（令和元年度決算）	358,676千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	362千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員・教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者	6,000円	異なる	6,500円	60,046千円	184,758円
	子	9,000円		10,000円		
	父母等	6,000円		6,500円		
	16歳から22歳までの子	4,000円加算		5,000円加算		

住居手当	世帯主である職員で、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃月額 27,000 円以上を支払っている職員に支給 ・月額 8,300 円 年齢により加算あり 26 歳以下 18,700 円 27 歳以上 31 歳以下 9,300 円	異なる	家賃負担者に対し最大 28,000 円	51,532 千円	177,698 円
通勤手当	交通機関、交通用具等を利用して通勤する職員に対し通勤に要する経費を補助するため支給 ・交通機関利用者支給限度額 1 月当たり 55,000 円 ・交通用具使用者の支給額 一般 2,600 円～13,000 円 不便公署 2,600 円～20,400 円 身障者等 3,900 円～24,900 円	異なる	・交通機関利用者支給限度額 1 月当たり 55,000 円 ・交通用具使用者の支給額 2,000 円～31,600 円	176,015 千円	162,826 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 64,700 円～127,600 円	異なる	支給金額 46,300 円～130,300 円	100,760 千円	1,171,625 円
初任給調整手当	専門的知識が必要で、採用困難な職に採用される者に対し、一定の期間支給（区では医師、歯科医師に支給） 支給の期間に応じ 118,000 円～268,500 円	異なる	地域に応じ 414,800 円以内	4,890 千円	2,445,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合に支給 ・1 時間単価の 25/100 の額	同じ	—	296 千円	59,213 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外に宿直又は日直勤務をした場合に支給 ・通常の日から始まる場合 5 時間以上 8,800 円 5 時間未満 4,400 円 ・年末年始の日から始まる場合 5 時間以上 11,100 円 5 時間未満 5,550 円	異なる	内容に応じ 4,400 円～21,000 円	2,566 千円	43,492 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に支給 ・部長級 12,000 円 （6 時間を超える勤務）18,000 円	異なる	・週休日等 6,000 円～18,000 円 （6 時間を超える勤務 9,000 円～27,000 円） ・週休日以	1,392 千円	55,680 円

	週休日等以外 6,000 円 ・課長級 10,000 円 (6 時間を超える勤務) 15,000 円 週休日等以外 5,000 円		外 3,000 円～ 6,000 円		
単身赴任手当	公署を異にする異動により転居し、配偶者と別居、単身生活する場合に支給 ・基礎額 30,000 円 ・加算額 6,000 円～14,000 円	異なる	30,000 円～ 100,000 円	624 千円	312,000 円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材の確保、学校教育の水準の維持向上を図るために支給 職務の級・号により 1,120 円～4,150 円	-	-	4,238 千円	45,574 円

5 特別職の報酬等の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等
給料	区長	(1,286,000 円)
	副区長	1,027,000 円
	教育長	909,000 円
報酬	議長	925,000 円
	副議長	809,000 円
	議員	618,000 円
期末手当	区長 副区長 教育長	(令和元年度支給割合) 3.80 月分
	議長 副議長 議員	(令和元年度支給割合) 3.80 月分
退職手当		(算定方式) (1 期の手当額) (支給時期)
	区長	1,286 千円×在職年数×470/100 24,177 千円 任期毎
	副区長	1,027 千円×在職年数×290/100 11,913 千円 任期毎
	教育長	909 千円×在職年数×220/100 5,999 千円 任期毎

- (注) 1 区長・副区長に対する地域手当は平成 22 年 1 月 1 日より廃止し、相当額を給料に含めて支給しています。
- 2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（区長及び副区長は 4 年＝48 月、教育長は 3 年＝36 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

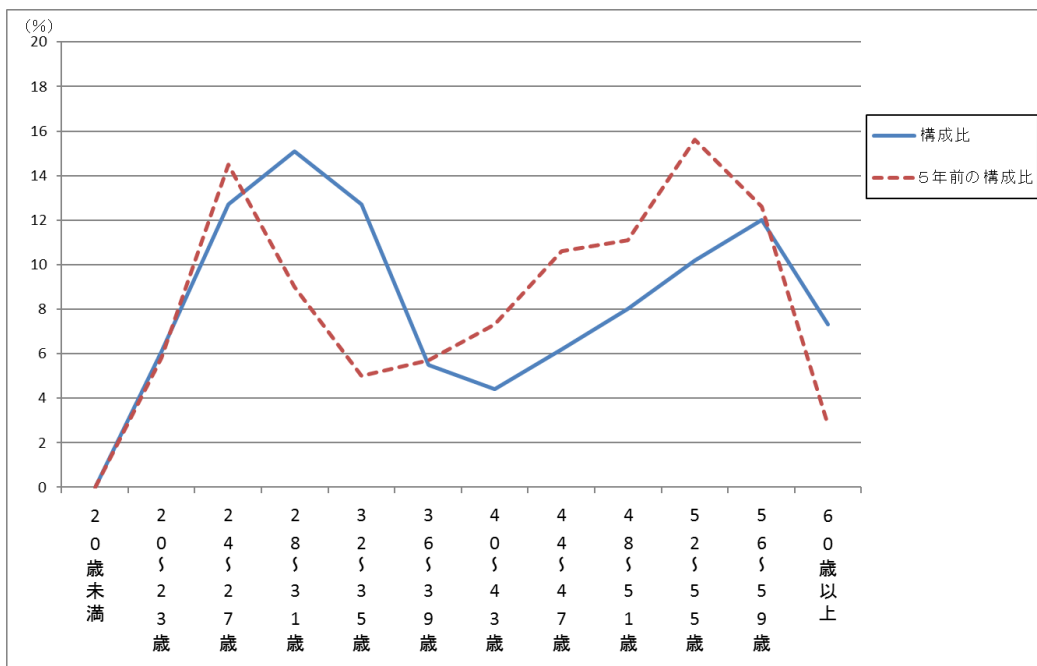
区分		職員数(人)		増減 (人)	減員 (人)	増員 (人)	主な増減理由
		平成31年	令和2年				
一般 行政 部門	議会	13	13	0	0	0	
	総務	257 (12)	252 (8)	△5	8	3	公益的法人等派遣終了、基本計画見直し完了、行政評価取り組み期間終了による減、管理職欠員補充による増など
	税務	33	35	2	0	2	課税、納税促進に係る業務量増
	民生	256 (7)	280 (2)	24	2	26	欠員不補充による減、障害者や高齢者に関する複合的な課題への対応、子ども相談事業の体制強化、保育需要増への対応、生活保護相談件数増加への対応による増など
	衛生	202 (7)	207 (4)	5	2	7	欠員不補充による減、清掃職員採用、感染症予防対策による増など
	商工	12 (1)	12 (1)	0	0	0	
	土木	127 (8)	138 (4)	11	2	13	欠員不補充による減、構造・設備審査件数増への対応、区有施設の整備業務対応、まちづくりに関する計画の策定推進のための増など
	小計	900 (35)	937 (19)	37	14	51	<参考>人口1万人当たりの職員数142.09人（類似団体の人口1万人当たりの職員数56.54人）
	教育	175 (4)	177 (2)	2	2	4	欠員不補充による減、文化財事務充実、幼稚園クラス数増加対応による増など
小計	1075 (39)	1114 (21)	39	16	55	<参考>人口1万人当たりの職員数168.94人（類似団体の人口1万人当たりの職員数62.84人）	
公営企 業等会 計部門	国保事業	15	14	△1	1	0	欠員不補充による減
	老人医療	4	4	0	0	0	
	介護保険	22	22	0	0	0	
	小計	41	40	△1	1	0	
合計		1,116 (39) 〔1,320〕	1,154 (21) 〔1,320〕	38	17	55	<参考>人口1万人当たりの職員数175.00人

(注) 1 () は短時間勤務再任用職員で外書きです。

2 [] は条例定数の合計です。

3 職員数には、公益的法人等派遣職員を含み、他の地方公共団体へ派遣中の職員（被災地派遣の職員は除く）、研修受入職員、短時間勤務再任用職員、臨時・非常勤職員を含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	70	147	174	146	63	51	71	92	118	138	84	1,154

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	840	863	877	889	900	937	97(11.5%)
教育	178	175	173	172	175	177	▲1(▲0.6%)
普通会計計	1,018	1,038	1,050	1,061	1,075	1,114	96(9.43%)
公営企業等会計計	43	43	42	42	41	40	▲3(▲7.0%)
総合計	1,061	1,081	1,092	1,103	1,116	1,154	93(8.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。